法律の現場から 102

マタハラをなくすには

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 白川 秀之

女性が妊娠後に降格されたことを違法と判断した判決を最高裁が出しました。いわゆるマタニティーハラスメント（マタハラ）の問題です。

男女雇用機会均等法には、妊娠出産を契機に女性に不利益な取り扱いをしてはいけないと規定しています。このような法律がありながら、現在の日本ではマタハラが当たり前のように横行しています。

日本型の雇用では、長時間働けて、サービス残業もたくさんできないと雇ってもらえない現状があります。出産や育児をしている女性はそれができないので、雇用から排除されることがマタハラの原因であるといえます。マタハラをなくすためには、単に職場の上司や企業が意識改革をするというだけでなく、社会全体で長時間労働を抑制し、人間らしい働き方をできるようにしなければなりません。

安倍首相は女性が輝く社会を目指しているとのことですが、本当に女性が輝ける社会というのは、出産や育児をしながらでも仕事を続けられる労働時間、労働環境が普及している社会でしょう。小手先の改革ではマタハラの問題はきっと解決せず、同じような問題は繰り替えされるでしょう。

■ちくさ事務所
名古屋千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306
（池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分）

北医療生協
無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎914-4554
（組織担当課）くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所
（地下鉄「平安通」下車すぐ）